

# くらしの情報

## 募集

### 赤十字活動資金募集(募金)のお願い

5月1日(水)から、赤十字活動資金を募集します。活動資金は、被災地への医療救護班の派遣や救援物資の整備、日本赤十字社の災害救護活動、救急法等講習の普及などの活動に役立てます。昨年度は、約1,266万円の募金が集まりました。ご協力をお願いします。

**問合せ** 日本赤十字社東広島市地区事務局(地域共生推進課内)  
☎(082)420-0932

### 家庭緑化募金のお願い

5月1日(水)から、市内各戸を対象として回覧による緑化募金を行います。募金は、みどりの少年団の育成、森林ボランティアなどが行う地域緑化活動への支援などに役立てます。昨年度は、約407万円の募金が集まりました。ご協力をお願いします。

**問合せ** 広島県みどり推進機構  
東広島市支部事務局  
(農林水産課内)  
☎(082)420-0939  
または各支所・地域振興課

### 環境・健康募金のお願い

5月1日(水)から、市内各戸を対象として環境・健康募金を行います。募金は、地域の住みよい環境や健康づくりに活用します。昨年度は、423万3千900円の募金が集まりました。ご協力をお願いします。

**問合せ** 東広島市公衆衛生推進協議会事務局(廃棄物対策課内)  
☎(082)420-0926

環境・健康募金  
PR マスコット  
キャラクター



### 市営住宅入居者募集

**問合せ** 住宅課 ☎(082)420-0946

**受付** 5月13日(月)～17日(金)

募集要項・申込書は住宅課、各支所・出張所で4月30日(火)より配布します。

※募集住宅は下記から変更する場合があります。詳細は募集要項等でご確認ください。

※市営住宅で動物を飼うことはできません。

**申込** 持参または郵送、電子申請

※各支所・出張所では申し込みを受け付けていません。

※住宅課、各支所・出張所で、前日までの各住宅の申込状況を公表します。

	公営住宅	特定公共賃貸住宅
募集住宅(予定)	西条町/寺西3戸、諏訪1戸、御園宇1戸、恵下山1戸 八本松町/磯松1戸、新向原1戸 黒瀬町/岩谷第二1戸、新池谷1戸、菅田第三1戸 福富町/神下1戸 豊栄町/清武1戸、鍛冶屋1戸 高屋町/西高屋1戸、小谷五百垣1戸 河内町/能光1戸、広島2戸、山根1戸、グリーンネン入野1戸 安芸津町/湯盛1戸、薬師丸団地1戸	黒瀬町/岩谷第二3戸 豊栄町/清武1戸、鍛冶屋1戸 河内町/能光1戸、 グリーンネン入野1戸 安芸津町/薬師丸団地2戸
入居資格	原則として次の全てに該当すること ○市町村税などの滞納がないこと ○現在、住宅に困っていること ○暴力団員でないこと	
	○市内に住所または勤務場所があること ○現に同居し、または同居しようとする親族がいること(単身者は別途要件あり) ○世帯の月収が15万8千円以下であること。ただし、高齢者、身体障がい者世帯など特に居住の安定を図る必要のある世帯は21万4千円以下	○現に同居し、または同居しようとする親族がいること ○世帯の月収が15万8千円以上48万7千円以下であること

## お知らせ

### 市民協働のまちづくり第4期行動計画を策定しました

住民自治協議会をはじめとする地域のコミュニティ、NPOなどの各種団体、学生、企業、行政などの多様な主体が協力・連携してまちづくりを進める計画です。

**計画期間**

令和6年度から  
令和12年度までの  
7年間

**問合せ** 地域づくり推進課

☎(082)420-0924



### 市民協働のまちづくり活動 応援補助金

地域の課題解決や魅力向上に向けた市民活動について、より優良な事業を選考し補助金を交付します。

**締切** 5月31日(金) 17:00必着

**申込** 申請書を郵送または持参(募集要項などは、地域づくり推進課、各支所・出張所・地域センターで配布。市ホームページからダウンロード可)

**問合せ** 地域づくり推進課

☎(082)420-0924



### 地域センター使用料減免資格 の追加登録申請

地域づくりに取り組む地域団体などは、あらかじめ登録することで、地域センターの使用料の減免を受けることができます。

**申込** 申請書(地域づくり推進課、各地域センターで配布。市ホームページからダウンロード可)を持参または郵送

**受付** 5月7日(火)～17日(金)必着

**問合せ** 地域づくり推進課

☎(082)420-0924

### 生涯学習ボランティア ～学びと実践のプログラム～

生涯学習について学びながら講座やイベントなどにボランティアスタッフとして参加していくプログラムです。

**対象** 高校生以上

※研修やイベントなど年間(月に1～2回程度)を通して参加可能な人

**申込** 電子申請またはメール、電話

**問合せ** 生涯学習課

☎(082)420-0979

**FAX** (082)422-1610

**Eメール** hgh200979@city.higashihiroshima.lg.jp



### 二十歳のつどい実行委員会

令和7年1月13日(月・祝)に実施する「令和6年度二十歳のつどい」の記念品の選定、案内ハガキや式次第などのデザイン、その他企画の立案など。

**対象** 18～22歳

**【令和6年4月1日時点】**

年3～4回実施する会議に出席でき、令和7年1月12～13日に東広島運動公園へ来ることできる人  
※会議はオンラインでの出席可

**定員** 10人程度

**締切** 5月24日(金)

**申込** 電子申請

**問合せ** 青少年育成課

☎(082)420-0929



### 危険!ため池や水路で遊ばないで

市内には約4,000か所のため池があります。ため池は堤防の勾配が急で、水深が深いところもあり、転落すると危険です。

新年度を迎え、好奇心旺盛な新生児が、通学路付近のため池や水路で転落事故などに遭わないよう、家庭・地域・水利関係者が一体となって気を付けましょう。危険啓発看板の交付も行っています。

**問合せ** 農林整備課

☎(082)420-0406

### 農業用ため池の所有者・ 管理者は届出が必要です

全ての農業用ため池の所有者または管理者は、ため池の名称、所在地などの届出が法令で義務付けられています。

県・市では所有者または管理者の探索を行っていますが、届出率は約70%の状況です。

農業用ため池を管理している人で、所有者または管理者を届け出していない人は、至急届出をお願いします。変更があった場合は、変更届を提出してください。

**問合せ** 農林整備課

☎(082)420-0406

### 憩いの森公園の予約システム

インターネット予約ができるようになりました。

**問合せ** 都市整備課

☎(082)420-0955



## 軽自動車税(種別割)の減免申請

## 【障がい者の減免】

**対象** 身体・精神・知的障がい者またはその家族が所有する車両(障害者手帳1枚につき1台)

※対象となる障がい等級についてはホームページをご覧ください。

**【障がい者のために改造された軽自動車(車椅子搭載、浴槽搭載など)の減免】**

**対象** 車椅子に乗ったまま円滑に軽自動車などを利用するための昇降装置、固定装置または浴槽を装着するなど特別の仕様により製造または構造変更が加えられている車両

## 【申請に必要なもの】

全ての人(共通)	①マイナンバーカードまたは納税義務者の個人番号(マイナンバー)の分かるもの ②官公署発行の本人確認書類(写真がないものは2点必要) ③納税通知書
①障がい者の減免	①障害者手帳など ②運転免許証(実際に運転する人のもの)
②改造軽自動車の減免	軽自動車検査証の写し(※軽自動車検査証で特別の仕様または構造変更の内容が確認できない場合は、内容が分かる写真などを添付)

※このほか、社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO法人向けの減免制度があります。

※郵送で申請書を提出できます。希望する人はお問い合わせください。

**締切** 5月31日(金)

**申込** 市民税課、各支所・出張所

**問合せ** 市民税課

☎(082)420-0910



## 軽自動車の継続検査(車検)用の納税証明書

3輪または4輪の軽自動車は、継続検査時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

納税証明書が必要な場合は次のとおりご利用ください。

## 【納付書で納付】

5月初旬頃にお送りする納税通知書兼納税証明書をご利用ください。

## 【口座振替】

令和6年度から納税証明書の送付がなくなります(2輪は除く)。継続検査用の納税証明書が必要な場合は窓口か郵便で請求してください。

## 【スマホ納付】

領収書は発行されません。継続検査用の納税証明書が必要な場合は窓口か郵便で請求してください。

**問合せ** 収納課

☎(082)420-0912

## 行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、住民から行政(国など)に関する苦情や相談(道路・福祉・教育・雇用など)を受け、関係行政機関につなぐなどの対応をしています。お気軽にご相談ください。※今月の相談会の日程は24ページ

地区	行政相談委員
西条	應原 美恵
八本松	奥村 和徳
志和	半川 朋斎
高屋	中野 哲雄
黒瀬	佃 眞知子
福富	門 義明
豊栄	鹿田 政祐
河内	高橋 久雄
安芸津	惣明 時子

**問合せ** 市民生活課

☎(082)420-0922

## 証明書コンビニ交付サービスの発行休止

種類/市県民税の課税・非課税証明書(所得証明書)および納税証明書

**日時** 6月2日(日)

**問合せ** 市民課

☎(082)420-0925



## 善意をありがとうございます

こくみん共済coop広島推進本部様(教育環境充実のための寄附)

**問合せ** 教育総務課

☎(082)420-0974

## 犬・猫を飼いたい人へ

県動物愛護センターでは、犬・猫を無償で譲渡しています(譲渡前には適正飼養に必要な知識習得のための譲渡講習会(無料)の受講が必要)。動物愛護ボランティアと市が共催の犬猫譲渡会でも犬・猫に出会えます。

**問合せ** 環境先進都市推進課

☎(082)420-0928

県動物愛護センター

☎(0848)60-8511

## 移動献血車が来ます

**【東広島市役所】**

**日時** 5月9日(木)

10:00~11:15、12:30~16:00

**【フジグラン東広島】**

**日時** 5月12日(日)

10:00~12:30、13:45~16:00

**【安芸津生涯学習センター】**

**日時** 5月26日(日)

9:30~11:15、12:30~15:30

※400ml献血のみ実施

※予約は二次元コードから

**問合せ** 医療保健課

☎(082)420-0936

[FAX](082)422-2416



## 小型浄化槽の設置補助金制度

住宅に設置されているみなし(単独)浄化槽またはくみ取り便所を廃止し、同一敷地内に小型浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。

設置場所が人口減少地域の場合、最大10万円の加算があります。要件や補助対象区域、申込方法などの詳細はお問い合わせください。

**問合せ** 環境先進都市推進課 ☎(082)420-0928

## 小型浄化槽の設置(改築)に係る補助金

人槽区分	補助上限額(注)	延べ床面積など
5人槽	332,000円	130平方メートル以下の場合
7人槽	414,000円	130平方メートルを超える場合
10人槽	548,000円	風呂と台所がどちらも2か所以上ある場合

(注)・みなし(単独)浄化槽またはくみ取り便所を全部撤去する場合は、撤去工事等の費用(上限12万円または9万円)を加算することができます。

・みなし(単独)浄化槽またはくみ取り便所からの転換の場合、宅内配管工事費用(上限30万円)を加算することができます。

## 合理的配慮の提供が義務化されました

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。これまで行政機関などは義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により事業者も義務化されることとなります。

対象	不当な差別的な取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止	義務
民間事業者	禁止	努力義務→義務



**問合せ** 障がい福祉課 ☎(082)420-0180 [FAX](082)420-0181

## Smile 障がい者スマイルボード

**ピア・カウンセリング** (ピア)とは仲間という意味。現在、聴覚・内部・肢体に障がいのあるピア・カウンセラーがいます。

## ピア・サロン ※要申し込み

障がいのある仲間やピア・カウンセラーと、ゲームをしたり、近況報告・情報交換や悩みを話したりします。

☐5月18日(土) 14:00~16:00

**場** 地域活動支援センターときわ

**対** 市内在住で18歳以上の障がいのある人

## ピア相談 ※要予約

相談者と同じ視点でピア相談に応じます。相談方法/自宅への訪問、来所  
電話・ファックス・メールでの相談もできます。

**問** 子育て・障がい総合支援センターはあとふる

☎(082)493-6073 FAX(082)424-3841

✉ hgh936071@city.higashihiroshima.hiroshima.jp



## 福祉

## 国民年金保険料の学生納付特例制度

学生は、申請により在学中の国民年金保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」を利用することができます。

**対象** 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上の課程)に在学する学生で、本人の前年所得が「128万円+(扶養親族数×38万円)+社会保険料控除額」以下である人

**申込** 学生証(両面の写し)または在学証明書(原本)を添付

※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルから電子申請ができます。

※日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が送付された人は、必要事項を記入の上返送してください。

※学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、将来受け取る年金額の計算には入りません。10年以内であれば承認されていた期間の国民年金保険料をさかのぼって納めること(追納)ができ、年金額を増やすことができます。

**問合せ** 呉年金事務所 ☎(0823)22-1691  
国保年金課 ☎(082)420-0933